

令和4年11月21日

取引業者各位

新潟県立中央病院
病院長 長谷川 正樹

新型コロナウイルス感染防止に係る業者訪問の制限について（第6報）

平素より当院の病院経営にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

県内における感染者の増加に伴い、下記のとおり関係業者の訪問制限を強化することとします。

ご迷惑をおかけしますが、メーカー等の関係者の皆さまへ再度周知いただくとともに、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1 基本的な考え方について

- ・ 院内立入は禁止です（手術やカテーテル検査などでやむを得ない場合のみ可）。
- ・ 納品・修理・緊急時の対応等は、経営課窓口とします。直接、院内作業場所に向かうことのないようお願いいたします。
- ・ 営業活動・あいさつ回りによる来院や、医局前廊下等での滞在は、禁止とします。
- ・ 打ち合わせ、情報提供など必ずしも対面による対応が必要でない業務については、メールやオンラインミーティング等により行うようお願いいたします。

2 訪問の制限について

上記1に関わらず、次のいずれかに該当する方は、訪問不可とします。

<行動歴>

- 2週間以内に新型コロナウイルス感染症患者、疑い患者とのとの接触がある方・海外渡航歴がある方

<症状>

- 体温が37.5℃以上、または平熱より0.5℃以上高い
- 咽頭痛、鼻汁・鼻閉等のカゼ症状、咳嗽、呼吸困難等の呼吸器症状
- 強い倦怠感、味覚・嗅覚障害

3 訪問時の対応について

来院される場合は、事前に体温計測を行い、マスクの着用・手指消毒の励行等、感染拡大防止策の徹底をお願いします。